入湯税に係る経営申告書

令和　　年　　月　　日

（宛先）旭川市長

申告者	住所又は所在地 〒
	氏名又は法人の名称 （代表者名）
	この申告に応答する者の名前（担当者名）
	電話番号（　　）　　―　　内線（　　）

旭川市税条例第１３６条の規定により，次のとおり鉱泉浴場の経営等について申告します。

開業・再開	年　月　日	年　月　日から　開業　・　再開
	施設の名称	
	所在地	旭川市
	客室数及び定員	室　　名（宿泊可能人員）

変更（該当番号に○印をつけてください）		変更前	変更後
	１　経営者の変更 （住所又は所在地） （氏名又は法人名） （代表者名）	〒　　℡	〒　　℡
	２　施設の名称の変更		
	３　所在地の変更		
	４　客室数，定員の変更	室　　名	室　　名
	※　変更年月日	年　月　日	

休業・廃業	年　月　日に（から）　休業　・　廃業
	※　休業の場合はその期間等今後の見通しを，廃業の場合は別の人が経営権等の譲渡を受けて開業する見込みの有無を記入してください。 理由等

その他必要事項	

添付書類　１．温泉利用許可証（写）　２．温泉分析書（写）　３．公衆浴場営業許可証（写）
４．旅館業経営許可証（写）　５．（　　）

※　提出期限　　開業・再開の場合は前日までに，その他の場合は直ちに申告してください。
※　連絡先　　〒070-8525　旭川市６条通９丁目４６番地
旭川市税務部税制課諸税係　電話：0166-25-5604［直通］

（参　考）

旭川市税条例第１３６条　鉱泉浴場を経営しようとする者は，経営開始の日の前日までに，次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に変動があった場合においては，直ちにその旨を申告しなければならない。

（１）　住所及び氏名又は名称
（２）　鉱泉浴場施設の所在地
（３）　前各号に掲げるものを除くほか，市長において必要と認める事項